

# 労災 保険

## 請求(申請)のできる保険給付等

全ての被災労働者・ご遺族が  
必要な保険給付等を確実に受けられるために

### 目次

1. 仕事または通勤が原因で負傷したり病気になった場合 . . . . . 2ページ  
療養(補償)等給付・休業(補償)等給付・休業補償特別援護金
2. 仕事または通勤が原因で親族が亡くなった場合 . . . . . 7ページ  
遺族(補償)等給付・葬祭料等(葬祭給付)・長期家族介護者援護金・  
未支給の保険給付・労災就学援護費・労災就労保育援護費
3. 既に労災保険給付を受けている場合 . . . . . 12ページ  
傷病(補償)等年金・障害(補償)等給付・アフターケア・介護(補償)等給付・  
義肢等補装具の費用の支給・外科後処置・その他の支援制度
4. 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合 . . . . . 17ページ  
二次健康診断等給付
5. 1～3に共通して当てはまる場合 . . . . . 18ページ
6. 個人番号が記載された請求書等の取扱いについて . . . . . 19ページ
7. チェックシート . . . . . 19ページ



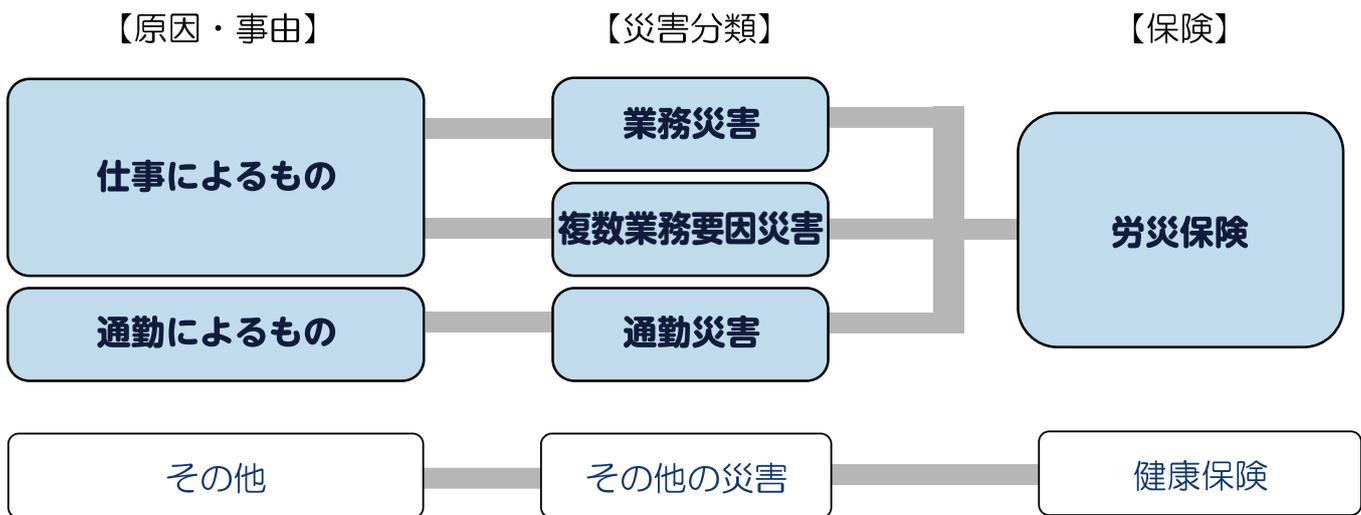
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



## はじめに

このパンフレットは、労働者の方々が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、亡くなった場合に、ご本人やご遺族が労災保険で受けられる保険給付や支援制度の種類とその内容について、一般的に考えられるケースごとに、Q&Aと補足解説のかたちでご案内しています。請求忘れがないようにご確認ください。

なお、詳細な給付内容については、最寄りの労働基準監督署で説明を受けた上、給付に関する各リーフレットを別途ご確認ください。



### 複数の会社等に雇用されている労働者（複数事業労働者）の取扱い

複数事業労働者（事業主が同一でない複数の事業に同時に使用されている労働者）の方について、1つの事業場のみの業務上の負荷を評価し、業務災害に当たるかどうか、労災認定の判断をします。

また、1つの事業場のみの業務上の負荷を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかを判断します。これにより労災認定されるときには、「複数業務要因災害」として各種保険給付が支給されます。

なお、複数業務要因災害の対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。複数事業労働者に係る保険給付額は、すべての就業先における賃金を基に決定されます。

くわしくは、厚生労働省ホームページ掲載の「複数事業労働者への労災保険給付 分かりやすい解説」をご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労働者災害補償保険法の改正について～複数の会社等で働かれている方への保険給付が変わりません～>各種リーフレット